

「多重債務相談窓口担当者等スキルアップ研修」実施要領

1 開催の趣旨・目的

深刻な社会問題である多重債務問題を抜本的に解決するため、19年4月、政府において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、住民から最も身近な地方自治体において、現に多重債務に陥っている方々に対して債務整理や生活再建のための相談を行う等の体制を整備することとされている。

本県においても、19年6月「山口県多重債務者問題対策協議会」を立ち上げ、相談会等の各種施策を展開しているところであるが、この度、この対策の一環として、山口県弁護士会と協同し、多重債務相談業務に当たる自治体相談員・職員等を対象に、資質向上（聴き取り能力のスキルアップ・関連知識のより一層の習得）等を図るための研修会を開催しようとするものである。

具体的には、相談受付後、法律専門家に業務を引き継いだ後の、債務整理4類型での解決に至るまでの流れや、民事法律扶助制度の実務等を学習することによって、多重債務問題の発生から解決までの経緯を各相談員・職員が十分に把握できるようになることを、研修の目的とする。

ひいては、多重債務者が窓口を訪れた際に、より早くより正確な相談者の状況の聞き取り、適切な助言や法律専門家・関係機関等への誘導が可能となり、相談者の視点から見ても、充実した相談窓口となることが期待される。

2 研修の対象

- ・県内自治体において多重債務相談業務に当たる相談員・職員
- ・山口県多重債務者問題対策協議会構成機関等の職員

3 研修の内容（選択制とする。1つの講義だけでも受講可能。）

- (1) 多重債務問題改善プログラムについて（仮）(60分)
- (2) 多重債務問題の法的解決について - 概論及び実務 - （仮）(60分)
- (3) 民事法律扶助制度の実務（仮）(60分)
- (4) 司法書士による多重債務問題の解決 - 具体的実務 - （仮）(60分)
- (5) カウンセリングマインドについて（仮）(60分)

4 講師等

- (1) 県民生活課職員
- (2) 山口県弁護士会 通山 和史 弁護士
- (3) 日本司法支援センター山口地方事務所（法テラス山口）河内 万充 副所長
- (4) 山口県司法書士会 井上 喜美子 司法書士
- (5) 医療法人社団信和会 高嶺病院 齋藤 美由紀 精神保健福祉士

5 開催月日

平成21年7月8日（水）午前10時から午後4時30分まで

6 開催場所

県庁 共用第2会議室（県庁本館棟 4階）

7 その他

講師（弁護士・司法書士・法テラス役員・精神保健福祉士）に係る費用（報償費・旅費）については、県民生活課が負担する。